

令和5年8月16日

東京都知事 小池百合子様

特定非営利活動法人東京養育家庭の会
理事長 能登和子

令和6年度の施策及び要望書

平素より、社会的養護の下で暮らす子供たちの養育に関して、多大なる理解とご尽力を賜りまして、衷心より感謝申し上げます。

さて、国は、令和6年改正児童福祉法施行に向けた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき、令和5年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。

東京都におかれましても、改正児童福祉法実施に向けて、

- ① 児童相談所の体制強化では児童相談所職員の研修強化等の実施
- ② 社会的養育経験者への自立支援の取り組みとしてケアリーバー支援の充実
- ③ 児童への意見聴取については、東京都児童福祉審議会専門部会「児童相談所に関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会」を設置し検討などを、進めて頂いています。

昨年度は、長年に渡り要望書でも要請してまいりました、児童相談所所長様との懇談会をご開催くださり、大変有意義な意見交換ができましたこと、今年度もご計画いただきましたこと改めて御礼申し上げます。

さて、措置決定に重要な役割を担う子供担当福祉司の短期間での異動や虐待対応などで委託児への支援が十分行えない状況があります。フォスタリング機関の設置により里親委託等推進員がその一部を担うこととなっていますが、その機能も期待するほどに発揮できておりません。里親支援専門相談員との協働も進んでいない状況です。フォスタリング機関を含めたチーム養育体制の中でより良い里親子支援の実現に向けた体制作りの強化を期待しているところであります。

また、東京都では令和7年度に都立児童相談所のフォスタリング機関設置が一応の完了となります。特定非営利活動法人東京養育家庭の会が受託しております里親研修事業は終了となる予定です。その後の受託事業の方向をお示しいたきますようお願いいたします。

【具体的要望内容】

1) 東京都養育家庭制度に対する要望

- ・里親登録更新時の研修を国の基準に則り、5年毎に見直してください。
- ・病院や学校での対応や警察署での突然の応対等、里親の身分を証明する必要性が多方面で見られます。従前は里親登録書や児童里親委託措置決定通知書等を提出してきましたが、常時携帯可能なカード型の「里親身分証明書」（仮の名称）の発行を希望します。
- ・修学旅行等宿泊を伴う学校行事において、現在の受診券を学校に提出することに抵抗を感じる里子があります。カード型被保険者証に準ずる受診券を作成してください。
- ・里親子サポートネットワーク、児童福祉法一部改正令和6年実施に向けた「ケアリーバー」「児童相談所が関わる子供のための意見表明等支援事業」など東京都では一部開始されている事業もありますが、里親に向けて十分に周知されていないのが現状です。東京養育家庭の会やフォスタリング機関での研修、「里親net」通信などあらゆる機会を通じて情報の周知を徹底してください。
- ・レスパイト・ケアについては現況、里親間のみが対象となっていますが、高年齢児においては里親間だけでは限界があります。児童養護施設などでもレスパイト・ケアができるよう対象範囲を広げてください。
- ・バディーチームや家事育児支援を利用したい里親は低年齢児を受託している家庭が多く、緊急を要する場面が多々あります。しかし現況は緊急時の使用が困難です。緊急時に対応可能な民間の事業所を里親自身が選択できるように変更してください。
- ・専門里親研修をできるだけ簡素化し、幅広い人材が登録できるように改善してください。

2) 児童相談所に対する要望

- ・児童相談所との連絡は電話以外のメール等も活用ができるようにしてください。
- ・一時保護委託は外出が許可されないため、翌日以降の衣類に困ります。急を要する事態ですので、最低でも1日分の衣類を児童相談所で用意して持たせてください。
- ・第二子以降における受託・措置変更・未委託家庭への対応など基準が明確ではありません。里親が求めた場合は納得できる丁寧な説明をお願いします。
- ・里父の単身赴任、里親の死別や離婚等による措置解除の事由が不明瞭です。納得できる説明や対応をお願いします。
- ・各々の児童相談所において、または里親子の状況によつての措置延長基準がまちまちで統一されていません。基準を明確に統一して里親子に提示した上で、運用してください。
- ・幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校と、学校に児童相談所職員が訪問する際は、里子の現況把握において相応しい訪問時期を判断するためにも、里親との信頼関係構築のためにも、里親に事前連絡した上で、もしくは里親を同行して訪問してください。

3) 外国籍の里子についての要望

- ・外国籍の里子への身分保障として、委託後に日本国籍取得、入管手続き等を里親が行うのは困難です。児童相談所において国籍取得や手続き等を済ませた後に里親委託を進めてください。
- ・同様に、委託後の在留資格取得についても里親が行うのは多くの困難が生じるため、児童相談所が責任をもって行ってください。また更新料の支弁もお願いします。

4) 里子の委託費についての要望

- ・毎年提出している要望ですが、近年、発達に課題がある委託児が多くいます。しかし、幼児や小学生という低年齢時からの適切な対処により改善が見込まれることが十分に期待されます。そのために、発達に課題があると診断された委託児に対しては専門的な通塾を許可し塾代の支弁をお願いします。
- ・現況の幼児・小学生の多くは、いくつもの習い事をしています。里子においても成長の後押しの一環として習い事の費用の支弁をお願いします。
- ・高校生の塾代の負担が大きいため、特別育成費（補習費）の上限を増額してください。
- ・小学5年生の移動教室や中学2年生の宿泊行事は修学旅行と同額程度の費用が必要です。修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事の実費支弁をお願いします。
- ・小学生・中学生は著しく成長する時期です。成長に伴う制服（小学校でも制服の学校があります）や体育着等の買い替え費用の支弁をお願いします。
- ・中学生・高校生の中途委託時の支度金を増額してください。
- ・愛の手帳や障害者手帳取得申請のための診断書費用の支弁をお願いします。
- ・高等学校や大学の入学選抜試験において、すべり止め受験を行い、その後に第1志望校に合格した場合、先行して支払ったすべり止め校の入学金は里親負担が現状です。1校分のすべり止め校受験を認めただうえで、2校までの入学金の支弁金額を算出してください。
- ・一般生活費は乳児以外、幼児から高校生まで同額です。高校生の一般生活費を増額してください。
- ・高校生は定期代が別途支弁されるようになって以来、特別育成費が月額定額支弁方式から学用品や通学用品、その他の学校で使用するものなど通学に関連する費用に限定された実費請求となりました。従前通り、月額定額支弁方式に戻してください。

5) その他

- ・購入時ポイントの扱いについて
昨今の買い物の支払いはクレジットカードやペイペイ払い等が増加し、そこには金額に応じた購入時ポイントが付与されます。現金支払いが減少した現状から、ポイント付与を許可し、立替金の精算時にポイントを差し引いての申請書類作成の手間を軽減してください。

以上